

「親戚留学」とは？

- 3等親以内の小学生(1年生～6年生)を自宅に預かり，南界小学校に通わせる制度
 - ・孫・甥・姪が対象になります。つまり，子どもにとって従兄弟も可能です。原則として，1家庭2人までです。
 - ・留学制度実施委員会の推薦により教育委員会が委嘱します。

- 委託料は月額8万円です。実親が3万円，町助成金が5万円です。
 - ・希望する口座に振り込まれます。
 - ・8万円を超える場合には，実親に負担してもらうことになります。

- PTA活動に参加していただきます。

- 長期休業中は，原則として帰省するものとします。話し合いによって，滞在することも可能です。
 - ・1か月のうち16日以上は1か月とみなし，16日未満は1,000円×日数分の委託料とします。
 - ・長期休業中の昼食代は，実親は1日300円を支払うものとします。

- 都合により，留学生を他家に預ける場合は，委託料一人1泊2,000円とします。

詳細は，別紙「中種子町『うみがめ留学』実施要項，あるいは，町ホームページ（→教育・文化・スポーツ→教育→山村留学→実施要項 <https://town.nakatane.kagoshima.jp/gakko/kyoiku-bunka/kyoiku/sansonryugaku/jisshiyoko.html>）をご覧ください。